

野田市個人情報保護条例において 「公益上特に必要があると認めるとき」とする為の要件を 明確にすると共にその明文化を求める陳情

(陳情趣旨)

1. 公益上特に必要があると認められなかった高齢者名簿の提供事務

平成28年6月22日、野田市情報公開・個人情報保護審査会答申第1号から第13号が野田市長に提出されました。これは、野田市長が平成24年以来、野田警察署に提供してきた約4万人の高齢者名簿について、その提供根拠(条例第9条第1項第5号の適用)を否定し「公益上特に必要があるとは認められない」と断じるものでした。

2. 公益上特に必要があるとする為の要件

同答申は判断の理由を、

- i) 振り込め詐欺等の犯罪や高齢者の交通事故阻止対策については、実際に発生した事例の広報活動による注意喚起などの方法もあり、高齢者名簿の提供以外に有効な方法がないと認められない。
- ii) 有効性と個人情報の保護の双方の必要性を考慮すると、高齢者名簿提供事務には、個人情報の保護よりも優先させるべき必要性が高いとまでは認められない。

としています。

つまり同審査会は、「公益上特に必要がある」とする為の要件は、①「他に有効な方法がないこと」、②「個人情報の保護より優先させるべき必要性が高いこと」の2つであるという見解を示したのです。

3. 明文化されていなかったから可能となった恣意的な解釈

野田市が作成した「野田市個人情報保護条例の解釈と運用の手引き」には、「公益上特に必要がある」とする為の要件について全く記載がありません。まさに、このような重要な事項について記載がないことから、野田市長によって恣意的な解釈が行われ、その結果、平成24年以来の永きに亘って市民に無断で野田警察署への高齢者名簿の提供が行われることになったと言わざるを得ません。

「公益上特に必要」とか「公益上必要」という表現は、行政の裁量権を与えるものでしょう。しかし、その裁量も無制限に許されるものではないことは言うまでもありません。

そこで、以下の陳情をします。

(陳情項目)

野田市個人情報保護条例において「公益上特に必要があると認めるとき」とする為の要件を明確にすると共に、「野田市個人情報保護条例の解釈と運用の手引き」にその明文化を行うよう要請します。

平成28年6月28日

野田市市議会議長 様

(陳情者)

野田市山崎1162番地の15

個人情報の外部提供に反対する野田市民の会

代表 寺田 渉

04-7121-3305

